

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	建設部 道路整備課 富山市ブルバール広場（ゾーンC）再整備工事
意 見	<p>当該工事を含む広場空間の再整備事業に伴い、従来の歩道部分は道路区域から除外され、道路法及び道路交通法が適用されない状態となった。しかし、歩道としての構造形式は維持しており、グリーンスローモビリティ、自転車、軽車両等の交通機能を維持する必要がある。これらの点を踏まえ、富山市ブルバール広場の適切な利用促進のため、広場利用者、歩行者の安全が確保されるよう、また、グリーンスローモビリティ、自転車や軽車両、キックボード等の安全な通行が確保されるよう対応を検討されたい。</p>
回 答	<p>ブルバール広場につきましては、富山駅路面電車南北接続を契機として、居心地よく歩きたくなる空間を目指して再整備を進めており、あわせて、富山駅前広場やグランドプラザなどと同様に、民間企業などによるイベント開催が可能となるなど、さらなる賑わいの創出を図るため、広場として条例等を制定し、令和2年10月より運用をはじめたものであります。</p> <p>こうしたなか、本市では、公共交通を補完し、高齢者など買物弱者の生活の足を確保するとともに、ゼロカーボンシティとして持続可能な脱炭素社会を実現するため、環境に優しく低速の電動車であるグリーンスローモビリティを令和2年度から導入しており、警察と協議を進めながら運行を行い、安全の確保に努めているところであります。</p> <p>また、自転車や軽車両、キックボード等につきましては、まずは、利用者におけるルールへの順守やマナー向上が重要であることから、関係機関と連携しながら、交通安全教育やルール・マナーに関する情報発信等を行い、安全の確保に努めてまいりたいと考えております。</p>